## 奈良県告示第三百十七号

安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、 次のように保

令和七年十二月二日

奈良県知事 山 下 真

- 一 保安林予定森林の所在場所 御所市大字関屋五九六
- 一 指定の目的 土砂の流出の防備
- 二 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- ─ 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 御所市大字関屋五九六(次の図に示す部分に限る。

 $(\underline{\phantom{a}})$ 

その他の森林については、

主伐に係る伐採種を定めない。

- $(\overline{\underline{\phantom{a}}})$ 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る
- 四 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の 限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次  $\mathcal{O}$ とおりとする。

林部森林環境課及び御所市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び 「次のとおり」 は、省略し、 その図面及び関係書類を奈良県環境森